

国民健康保険制度についてのお知らせ

問合せ 市民課 ☎35-3137

保険料の決定通知書をお届けします

7月中旬頃に、保険料の決定通知書（本算定分）をお届けします。保険料額や支払い方法などを記載していますので、ご確認ください。

今年度の保険料率、賦課限度額、軽減基準は次のとおりです。ご理解いただき、納付にご協力をお願いします。

【保険料率・賦課限度額】

令和3年度	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	5.50%	26,600円	19,600円	63万円
後期高齢者支援金分	2.55%	10,100円	7,800円	19万円
介護納付金分	1.95%	12,200円	6,900円	17万円

【所得による保険料軽減】 ◆後期高齢者医療保険料の軽減措置についても下表をご覧ください。

均等割・平等割の軽減割合	総所得金額等の合計額(同一世帯内の被保険者*2および世帯主の合計)
7割減	43万円+(10万円×(年金・給与所得者の数*1-1))以下
5割減	43万円+(28.5万円×被保険者数*2)+(10万円×(年金・給与所得者の数*1-1))以下
2割減	43万円+(52万円×被保険者数*2)+(10万円×(年金・給与所得者の数*1-1))以下

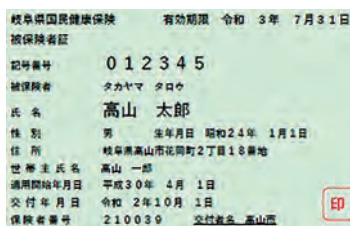
今年度から軽減の基準が変わりました。基準となる「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」は同一世帯に年金・給与所得者が2人以上いる場合に計算します。

- * 1 給与収入が55万円超、年金収入が60万円超(65歳未満)もしくは125万円超(65歳以上)のいずれかに該当する方
- * 2 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方を含む(後期高齢者医療制度の計算には関係ありません)。
- * 所得申告をしていないと軽減措置が適用されない場合があります。

保険証を更新します

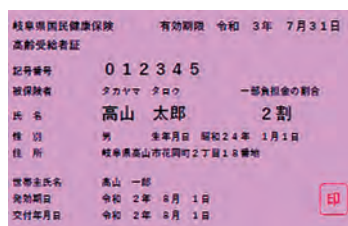
8月1日から使用する保険証(緑色)を7月中旬に世帯ごとに郵送します。

70~74歳の方は、保険証と高齢受給者証(紫色)が一体化しますので、保険証のみで医療機関を受診できます(従来の高齢受給者証は届きません)。



国民健康保険被保険者証

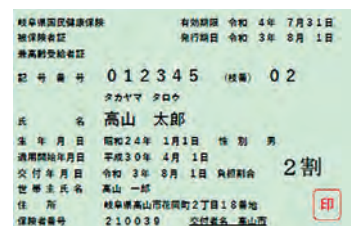
+



高齢受給者証

=

【8月1日~】



国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証

保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください！

通帳と届出印をお持ちのうえ国保窓口または金融機関でお手続きください。

7月のこよみ

21日(水)	全市いっせいラジオ体操 市内小中学校夏休み開始
25日(日)~8月25日(水)	福地温泉夏まつり
31日(土)	栃尾温泉山びこ花火大会

《今後の予定》

- リサイクル資源回収(8月21日・国府中PTA)
- リサイクル資源回収
(8月28日・三枝小PTA、東山中PTA)

